

御坊市公式LINEの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、御坊市（以下「市」という。）が、市政に係る情報を迅速に、かつ、広範に伝達することを旨として、御坊市公式LINE（以下「市公式LINE」という。）を適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LINE LINE株式会社が開発した、スマートフォンやタブレット端末及びパソコンで利用できるソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)をいう。
- (2) 市公式LINE 市が設置及び運用する市の公式LINEをいう。
- (3) アカウント LINEを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者 市公式LINEからの情報を受信する者をいう。
- (5) コンテンツ LINEで情報提供する内容を構成するテキスト文書や図画等の総称をいう。

(アカウント名等)

第3条 市公式LINEで運用するアカウント名は、御坊市とし、LINE IDは、@gobo.cityとする。

(運営主体及び運営管理者)

第4条 市公式LINEの運営主体は、市とし、運営管理者は、企画政策部企画政策課秘書室長とする。

(運営主体の明示)

第5条 運営管理者は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、アカウント名及びLINE IDを、市公式ホームページ上に掲載するものとする。

2 運営管理者は、市公式LINEの運営主体について、市公式LINEのプロフィール欄に掲載するものとする。

(情報発信)

第6条 市公式LINEの情報発信は、各課、室等（以下「担当課等」という。）でコンテンツを作成し、所属長の承認を経た上で担当課等において行うものとする。

2 情報発信の原則は、次のとおりとする。

- (1) 市職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定を遵守する。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信するときは、守秘義務を果たすとともに、意思決定過程における情報の取扱いには十分留意する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないよう十分留意する。
- (4) 発信する情報は、正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (5) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

（コンテンツの発信内容）

第7条 市公式LINEでは、次に掲げるものをコンテンツで発信する。

- (1) 市公式ホームページ、広報紙等で情報提供したもの
- (2) 市内イベント、行事等の告知に関するもの
- (3) 防災情報に関するもの
- (4) 子育て、福祉医療、教育、産業振興に関するもの
- (5) その他市長が適当と認めるもの

（利用者からのコンテンツへの返信）

第8条 市公式LINEは、利用者への情報提供の手段としての運用するため、原則として利用者からのコンテンツへの個別の返信は行わない。

2 運営管理者は、市公式LINEにおいて、利用者に対しての個別の返信を行わない旨を市公式ホームページに明示する。

（利用者の遵守事項）

第9条 利用者は、市公式LINEの利用に際して、次に掲げる内容のコンテンツの投稿を行ってはならないものとし、運営管理者は、内容が当該事項に該当すると判断したときは、当該利用者に対して予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 法律、法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの

- (2) 市又は第三者を誹謗中傷するもの
- (3) 市又は第三者の肖像権、プライバシー権、知的財産権等を侵害するもの
- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する表現や内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) 市が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (13) 市が発信する内容に関係ないもの
- (14) その他市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等
(著作権)

第10条 市公式LINEに掲載されているコンテンツに関する諸権利は、市又は原著作者に帰属する。

- 2 利用者は、掲載された内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法（昭和45年法律第48号）上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責)

第11条 市は、市公式LINEを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、それらの情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生した場合は、一切責任を負わないものとする。

- 2 市は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生した場合は、市の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

- 3 この要綱は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市公式LINEの運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年２月４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。